

『配偶者控除の対象者見直し 3つの類型に留意』

平成29年度税制改正では配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、30年分以後の所得税について適用される。合計所得金額が1000万円を超える居住者には配偶者控除が適用できなくなり、改正前の「控除対象配偶者」は、新しく以下3つの範囲に分かれて定義されるため注意が必要である。

【源泉控除対象配偶者】合計所得金額が900万円以下である居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である者。【同一生計配偶者】居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者。つまり、これが改正前の「控除対象配偶者」にあたる。【控除対象配偶者】同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1000万円以下である居住者の配偶者。省令によれば改正に伴い、その関連書類も改められる予定。従来、扶養控除等申告書に記載していた「控除対象配偶者」に関する事項は、改正後には「源泉控除対象配偶者」の事項を記入することになる。

さらに、従来の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」は、「給与所得者の配偶者特別控除等申告書」に改め、改正後の「控除対象配偶者」の事項を記入する。新しい書類は今後、年末に向けて公表されることとなっている。



『設備投資、2社に1社が計画 「運輸・倉庫業」は7割超に』

帝国データバンクが発表した2017年度の設備投資に関する企業の意識調査によると、2社に1社が設備投資を計画していることが明らかになった。規模別では大企業(60.8%)が6割を超えているが、中小企業は50.3%、小規模企業は38.1%と規模が小さくなるほど設備投資を予定する企業の割合が低下している。(2万3920社対象、回答率42%)

設備投資の予定(計画)が「ある」と回答した企業は52.4%で、内訳は「すでに実施した」が4.8%、「予定している」が28.1%、「実施を検討中」が19.5%だった。他方、「予定していない」が36.9%。予定ある企業を業界別でみると、「運輸・倉庫」が71.6%でトップ。以下、「製造」(68.3%)、「小売」(57.6%)などが続き、最も少ないのは「卸売」で41.2%だった。設備投資の内容(複数回答)では、「設備の代替」(44.7%)が最も多い。以下、「既存設備の維持」(36.0%)、「増産・販売力増強(国内向け)」(27.9%)、「省力化・合理化」(24.7%)、「情報化(IT化)関連」(19.5%)などの順。平均の設備投資予定額は1億5821万円だった。資金調達方法は「自己資金」が43.9%でトップだった。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com